インフラ整備では松山港、弓削港、宮浦港に船の給水や電気設備を整備し、25年に船舶の受け入れを開始するように、上島町としても以前に議会へも報告させていただいた「水辺の賑わい空間整備構想」を継続してまいります。

以上の4点を公約の柱とし、更なる変革と発展のため、常に改善に取り組んでまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

結びに、今回の町長選挙において、町民は行政の継続性を選択されました。

もちろん今後もスクラップ&ビルド、プラスアルファーの政策を含め、行財政運営の改善は繰り返してまいりますが、財政力のない上島町においては、危機管理にもあるように、民間にできることは民間に任せ、経営が困難な部分については行政が運営することなど、経費削減を目的とした「先憂後楽」の歩みが必要であることを忘れてはなりません。

そのような中においても、先人や先輩方、町民の皆さまの厚い協力により、「ゆめしま海道」が全線開通するなど「アイランド　オブドリームス」が実現しつつあります。

ここで、私も共感する合併20周年を迎えた上島町に寄せられたコメントのひとつを紹介させていただきます。

「私は、上島町に大きな可能性を感じております。それは、愛媛県の中では最も本州の近くにあること、それなのに船でしか行けない非日常感があること、橋でつながったこと、地域のコミュニティが息づいていること、歴史や文化が豊富なこと、移住者が活躍していること、生活水準が高いこと、社会インフラが整備されていること、港があること、などなど。

もちろん、地域の課題もたくさんあるとは思いますが、それをはるかに超える潜在力があると思っております。」というものです。

他にも、上島町に移住された外国の方々からも、上島町は日本一美しく安全で住みやすい町だとの話しを聞きます。

今後も町内外や外国との交流を含め、上島町に多くの人々が来てくださるよう対応してまいりますので、皆さまのご理解をよろしくお願い申し上げます。

上島町長　上村俊之

自転車用ヘルメットの購入費を補助します

上島町では自転車用ヘルメットの購入費用の一部を補助しています。自転車を安全・快適に使用するためにぜひご活用ください！

①自転車用ヘルメットの補助の対象となる方

・町民の方、もしくは通勤通学のために当町を走行する町外の方で、町内外の販売事業者でヘルメットを購入した方

※前回に同補助を受けてから3年以上経過した方は、買い替えの際に再度申請をすることができます。

②補助金額

・町内業者で購入した町民→購入価格の2分の1以内の額（上限2000円）

・町外業者で購入した町民と通勤通学のために当町を走行する町外の方→購入価格の3分の1以内の額（上限2000円）

③必要なもの

・申請書（購入から2か月以内に手続きをしてください）

・購入した商品名や購入価格、購入日の記載された領収書など

・通帳の写し（補助金を受け取る口座のもの）　※通勤通学のために当町を走行する町外の方は町内の勤務先・学校などに通っていることが確認できるもの（在職証明書・学生証など）が必要です。

ご不明の点は、下記の問い合わせ先にご相談ください。

【問い合わせ】

弓削　総務課　☎77-2504
生名　町民生活課　☎76-3000
岩城　町民生活課　☎75-2500
魚島　町民生活課　☎78-0011

※上島町には、サイクリング振興として自転車等購入費補助金もあります。詳しくは観光戦略課（せとうち交流館☎77-2252）にお問い合わせください。

償却資産をお持ちの方は申告が必要です（令和7年度分）

固定資産税の対象となる償却資産の所有者は、毎年1月1日現在の資産の状況を1月31日までに、その償却資産所在の市町村長に申告するよう定められています。

●申告していただく方

令和7年1月1日現在、上島町内で事業を営んでおられる方で、事業用資産をお持ちの方

●申告期間

令和7年1月31日まで（郵送、eLTAX、窓口持参など）※詳しくは住民課、各支所町民生活課にお問い合わせください。

【問い合わせ】

弓削　住民課　☎77-2503
生名　町民生活課　☎76-3000
岩城　町民生活課　☎75-2500
魚島　町民生活課　☎78-0011

医師・歯科医師・薬剤師免許をお持ちの方は届け出をお願いします

医師・歯科医師・薬剤師の免許をお持ちの方は、就業の有無に関わらず、2年毎の届け出が法律により義務付けられています。

届出票は厚生労働省のホームページからダウンロードできます。

●提出期限　1月15日（水）

●届出内容　令和6年12月31日現在の氏名、住所など

【提出先・問い合わせ】

〒794-8502
今治市旭町1丁目4番地9
今治保健所　企画課
☎0898-23-2500
（内線220）

県営住宅入居者募集のお知らせ

県営住宅の補欠入居（空家待ち）申込の受付を行います。

●募集対象　唐子団地など今治市内6団地に空家が生じた場合の入居予定者募集

●申込資格

○同居親族があること（高齢者、身体障害者の方などを除く）

○現に住宅に困窮していること

○世帯の収入が基準以下であること

○入居申込者および同居しようとする親族が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと

●申込受付期間

2月3日（月）～10日（月）
平日　8時30分から17時まで

【申込受付場所】

愛媛県東予地方局
今治土木事務所管理課
☎0898-23-2500
（内線265または309）

※詳しくはお問い合わせください。

今治税務署からのお知らせ

今治税務署の確定申告会場への入場には「入場整理券」が必要です

【入場整理券について】

◆混雑緩和のため、確定申告会場への入場には、入場できる時間枠が指定された「入場整理券」が必要です。（作成済申告書の提出のみであれば不要です）

◆入場整理券は会場で当日配付しますが、LINEを通じたオンライン事前発行も可能です。（1月下旬から受付開始予定）

オンライン事前発行の方法は、①LINEアプリから国税庁LINE公式アカウント（LINE ID:@kokuzei）を友だち追加、②「トーク」画面から「相談を申し込む」を選択、③税務署や来場希望日時を選択、④内容を確認して「申込」をタップして完了、入場時に申込完了画面を提示すれば入場できます。

◆入場整理券の当日の配付状況は、国税庁ホームページから確認できます。なお、入場整理券の配付状況に応じて、後日の来場をお願いする場合がありますので、この機会にご自宅からのe-Taxをご利用ください。

国税庁LINE公式アカウントはこちら ▼

【期間】　令和7年2月17日（月）から3月17日（月）まで（土・日・祝日を除く）。※右記の期間より前でも、作成済みの申告書等の提出は受け付けております。

【受付時間等】　午前8時30分から午後4時まで（相談開始は午前9時から）。ただし、入場整理券の配布状況により、午後4時前であっても受付を終了させていただく場合があります。

【問い合わせ】　今治税務署
☎0898-32-6100（代表）

令和7年度森林環境保全基金公募事業の提案募集について

愛媛県森林環境税の趣旨に即し、県民が自ら企画立案して実行する森林林業に関する事業を募集します。詳細については、愛媛県ホームページでご確認ください。

●募集期限　1月31日(金)まで

●提出方法（提出先）

所定様式を、所管する県地方局森林林業課へ持参または郵送にて提出してください。

【問い合わせ】

愛媛県森の交流センター
☎089-990-7017

愛媛労働局からのお知らせ

1月31日（金）は、労働保険（労災保険・雇用保険）料の第3期分の納付期限となっています。対象となる事業主の皆さまには、1月10日頃に納付書をお届けしますので、最寄りの金融機関にて納付をお願いします。ご不明な点等ございましたら、お気軽にお問い合わせください。

【問い合わせ】

愛媛労働局労働保険徴収室
☎089-935-5202